明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○児童福祉法施行規則及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一五六）　一

〔規　則〕

○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院一七―〇―一三三）　二

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務一六〇）　三

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同一六一）　四

○保安林の指定をする件（農林水産一七二〇～一七三〇）　四

○保安林の指定を解除する件（同一七三一～一七三五）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一七三六～一七四七）　六

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一九三～一九八）　七

〔人事異動〕

内閣　郵政民営化委員会事務局　財務省　国土交通省　最高裁判所　埼玉県　新潟県　愛知県　三重県　香川県　福岡県　沖縄県　横浜市　神戸市　八

〔官庁報告〕

官庁事項

労働安全衛生法第二十八条第一項の規定に基づく技術上の指針に関する公示（厚生労働省）　一〇

法　務

公証人任免（法務省）　一〇

国家試験

令和二年司法試験予備試験の試験場（司法試験委員会）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

国営新津郷用水土地改良事業計画、佐賀東部土地改良区役員の就任、三養基土地改良区の定款変更の認可関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他

省令

○厚生労働省令第百五十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行に伴い、児童福祉法施行規則及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月八日　厚生労働大臣　加藤　勝信

児童福祉法施行規則及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三十六条の三十六の五　法第三十四条の十五第五項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、同条第二項の認可の申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下この条において「市町村計画」という。）に基づき整備しようとするものを含む。以下この条及び第三十七条の五において同じ。）及び特定地域型保育事業（同法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業をいう。以下この条及び第三十七条の五において同じ。）（事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。）に係る利用定員の総数（当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この条において「申請事業開始年度」という。）に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ど	**第三十六条の三十六の五**　法第三十四条の十五第五項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、同条第二項の認可の申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下この条において「市町村計画」という。）に基づき整備しようとするものを含む。以下この条及び第三十七条の五において同じ。）及び特定地域型保育事業（同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業をいう。以下この条及び第三十七条の五において同じ。）（事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。）に係る利用定員の総数（当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この条において「申請事業開始年度」という。）に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ど

編集・印刷　独立行政法人国立印刷局